

# 平成 28 年度 第 3 回松江市入札監視委員会

## 議 事 概 要

開催日及び場所	平成 29 年 2 月 14 日（火） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 28 年 8 月 1 日～11 月 30 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札率等の状況について</li> <li>● 入札方式別発注工事等の状況について</li> <li>● 指名停止等の運用状況について</li> </ul>	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	平成 28 年度稲積川河川改修工事
		市道根連木池平線地盤改良その 2 工事
	指名	市道図書館西通線亀田橋長寿命化対策工事
市道出雲郷東灘 40 号線雨水排水ポンプ設置工事		
	松江市立第二中学校武道館改修工事設計業務委託	（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約金額が高い</li> <li>● 落札率が高い</li> <li>● 入札参加者が 1 者である</li> <li>● 総合評価方式で逆転により落札となっている</li> <li>● 落札率が低く低入札価格調査が行われている</li> <li>● 落札率が非常に低い</li> </ul>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

## 抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	平成 28 年度稲積川河川改修工事		
工期	平成 28 年 10 月 6 日～平成 29 年 3 月 22 日		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	工事場所：松江市美保関町 事業概要：稲積川の改修工事を行うもの 工事内容：コンクリートブロック積工 A=448 m <sup>2</sup> 、防護柵工 L=210m 舗装工 A=68 m <sup>2</sup>		
入札参加資格	①格付け又は総合点数 A 等級の者。 または、B 等級の者で H27 年度に完成した松江市発注の土木一式工事が複数あり、その工事成績が平均 77 点以上であること。なお、H27 年度実績が無い場合は、H26 年度分も対象とする。 ②営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③工事实績 元請又は共同企業体（經常 JV を除く）の構成員（ただし出資比率が 20%以上）として、H13 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 ・国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1 契約で 2,500 万円以上の土木一式工事 ③配置技術者 ・直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前 3 ヶ月以上）にあること。 ・監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成 28 年 8 月 8 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	8 者		
入札参加業者数	8 者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	49,934,880 円	調査基準価格（税込）	45,712,080 円
契約金額（税込）	45,921,600 円（落札率：91.96%）		
入札の経緯及び結果	平成 28 年 9 月 29 日 開札 第 1 回目の入札で 8 者の応札があり、うち 1 者は予定価格超過。残り 7 者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定の上、審査を行った。 平成 28 年 10 月 3 日 審査の結果、(株)松和に落札決定。(株)松和は、入札価格は 5 番手であったが技術点数が 1 番手であり、結果、総合評価の評価値が 1 番手となり、逆転での落札となった。		

## 抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	市道根連木池平線地盤改良その2工事		
工期	平成28年10月4日～平成29年3月14日		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	<p>工事場所：松江市鹿島町</p> <p>工事概要：施工延長 L=87.4m</p> <p>工事内容：道路土工 一式、深層混合処理 N=93本、          深層混合処理（排土式）N=109本、安定処理 A=1,690㎡          仮設排水管 L=122m、仮設パイプライン L=124m、          工事用道路 L=89.8m、路体盛土 V=380㎡、構造物取り壊し一式</p>		
入札参加資格	<p>①格付け又は総合点数 A等級の者。</p> <p>②営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p> <p>③工事实績 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率が20%以上）として、H13年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。          ・国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1契約で5,000万円以上の土木一式工事</p> <p>③配置技術者          ・直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上）にあること。          ・1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の者と国土交通省が認定した者。なお監理技術者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。</p>		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成28年5月23日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	7者		
入札参加業者数	7者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	185,909,040円	調査基準価格（税込）	170,726,400円
契約金額（税込）	151,200,000円（落札率81.33%）		

<p>入札の経緯 及び結果</p>	<p>平成 28 年 7 月 21 日 開札  第 1 回目入札で 7 者が応札し、うち 3 者が調査基準価格未満での応札であった。この 7 者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、調査基準価格未満で応札した業者が 1 位及び 2 位となったため、この 2 業者に対し低入札価格調査を実施。</p> <p>平成 28 年 8 月 1 日  低入札価格調査及び競争入札参加資格の事後審査の結果、(株)増原産業建設に落札決定。</p> <p>平成 28 年 8 月 4 日  契約に際し議会での議決が必要な案件のため、仮契約のみ締結。</p> <p>平成 28 年 10 月 3 日  9 月議会での議決を得たので、本契約を締結。</p>
-----------------------	--

入札方式	指名競争入札
工事名	市道図書館西通線亀田橋長寿命化対策工事
工期	平成 28 年 10 月 20 日～平成 29 年 3 月 10 日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>工事場所：松江市内中原町外  工事概要：定期点検により早期の修繕が必要と判断し、長寿命化対策工事を実施。</p> <p>工事内容：断面修復工 一式、ひび割れ注入工 L=35m、  表面含浸工 A=32 m<sup>2</sup>、  表面被覆工 A=32 m<sup>2</sup>、表面防滑塗り塗布工 A=73 m<sup>2</sup>、  伸縮装置工 L=12m、高欄等補修工 一式、  塗装塗替工 A=10 m<sup>2</sup>、仮設工 一式</p>
工事のランク	A、B、C、D
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、下記の条件を満たす 40 者から 15 者をローテーションで指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内橋北地区に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 公共工事の実績が 500 万円以上あること。なお、D 等級の者については、前年度の成績優良者であること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	1 者
予定価格（税込）	19,440,000 円
最低制限価格（税込）	17,409,600 円
契約金額（税込）	19,429,200 円（落札率：99.94%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 28 年 10 月 17 日 開札  指名業者 15 者のうち入札参加者は 1 者のみであり、第 2 回目の入札でその 1 者である（有）村松土木に落札決定。</p>

入札方式	指名競争入札
工事名	市道出雲郷東灘 40 号線雨水排水ポンプ設置工事
工期	平成 28 年 10 月 25 日～平成 29 年 3 月 17 日
工事種別	管工事・機械器具設置工事
工事概要	<p>工事場所：松江市東出雲町</p> <p>工事内容：雨水排水ポンプ（φ80）2 台、ポンプ制御盤 1 面、水位計 4 個          ポンプ配管（φ80）L=4.5m、土工 一式、電気配線 一式、          引込柱設置 1 本、舗装工 A=3.0 m<sup>2</sup></p>
工事のランク	なし
指名業者数	20 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす 36 者のうちから 20 者をローテーションで指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 「管工事業」又は「機械器具設置工事業」の建設業許可を受けており、マンホールポンプ設置工事、又は給排水衛生設備工事の施工実績があること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	7 者
予定価格（税込）	10,599,120 円
最低制限価格（税込）	適用しない
契約金額（税込）	5,626,800 円（落札率：53.11%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 28 年 10 月 19 日 開札</p> <p>第 1 回目の入札で 7 者の応札があり、うち 1 者が予定価格超過。(有)輝陽設備に落札決定。</p>

## 抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	松江市立第二中学校武道場改築工事設計業務委託
履行期間	平成 28 年 11 月 10 日～平成 29 年 3 月 17 日
業務種別	建築関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市西川津町 業務内容：設計業務 1 式 (既存の武道場を建て替えるための設計業務)
業務のランク	なし
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、下記の条件を満たす 15 者を全者指名。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 建築士の資格を有する者が 2 名以上（うち 1 名以上は 1 級建築士）在籍。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	11 者
予定価格（税込）	非公開
調査基準価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	5,238,000 円
入札の経緯及び結果	平成 28 年 10 月 14 日 開札 第 1 回目の入札で 11 者が応札し、うち 2 者が予定価格超過、4 者が調査基準価格未満での応札。調査基準価格未満で応札した 4 者について、低入札価格調査を実施。 (内 2 者は失格。理由は、1 者は数値的判断基準を満たさないため、もう 1 者は低入札対策実施要領で定める契約等に係る措置義務を履行出来ないため、失格となった。)  平成 28 年 11 月 2 日 低入札価格調査の結果、(株)ROUNDARCH 一級建築士事務所に落札決定。

## 1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

### ○落札率の推移

平成 28 年 4 月～11 月の平均落札率は 93.97%と、前年度と比較して 1.32 ポイント上昇している。落札率上昇の要因としては、平成 28 年 3 月 1 日以降に入札公告又は指名通知をする案件から、調査基準価格／最低制限価格の基準算定に用いる掛け率を上げたことが影響していると思われる。

### ○月別入札件数と落札率の推移

平成 28 年 4 月～11 月の入札件数は 182 件で、前年同期の 165 件と比較し 17 件増加している。また、平成 28 年 8 月～11 月の入札件数は 104 件で、前年同期の 97 件と比較し 7 件増加している。今年度は、早期発注に特に努めており、8 月の入札件数が多い。

落札率は、9 月、11 月が高く、8 月、10 月が低くなっている。

### ○工種別落札率の推移

前年度と比較して、電気、塗装は低くなったがどの工種とも落札率が高くなっている。全体的には、管、塗装の落札率が高く、土木一式、舗装が低い傾向にある。なお土木一式について、4 月～11 月の発注件数は、平成 27 年度 81 件に対し平成 28 年度 84 件と同程度となっている。

### ○価格帯別落札率推移

価格帯 1 億 5,000 万円以上以外は、昨年と比較して落札率が全て上昇している。特に落札率が高い価格帯は 5,000 万～6,000 万円で、反対に低い価格帯は 1 億 5,000 万円以上である。

【業務委託】

### ○落札率の推移

平成 28 年 4 月～11 月の落札率は 92.32%で、前年度と比較して 4.3 ポイント上昇している。

### ○月別入札件数と落札率の推移

平成 28 年 4 月～11 月の入札件数は 78 件で、前年同期と比較して 28 件増加している。平成 28 年 8 月～11 月の入札件数は 47 件で、前年同期 28 件より 19 件増加している。件数は、特に 8 月が多い。

落札率については、今年度平均と比べ 9 月、10 月は高く、11 月は低くなっている。

### ○業種別落札率の推移

前年度と比較し、測量、土木設計が高く、補償が低い。

### ○価格帯別落札率推移

前年度と比較して、どの価格帯とも落札率が高くなっているが、落札金額が高くなるほど、落札率は低くなっている。

## 2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

平成 28 年 8 月～11 月の状況について、建設工事の一般競争入札は 24 件で、落札率は今年度平均と比較し 0.71 ポイント低下している。指名競争入札は 80 件で、落札率は今年度平均と同程度である。随意契約は 0 件、全体の合計は 104 件である。建設工事の平均落札率は 93.64%で、今年度平均と比較して 0.51 ポイント低下している。

また業務委託は、指名競争入札のみで 47 件、平均落札率は 92.33%と今年度平均と同程度である。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 資料の総括表について、一般又は指名競争で発注する案件は、不調・不落となり最終的に随意契約になったとしても、総括表には随意契約として載せないという考え方、つまり、総括表の集計からは外してあると考えてよいのか。資料からは、どの工事でどのような不落随契が行われたか、例えば契約金額等が読み取れないが。</p>	<p>○ 総括表に添付の一覧表には、不調・不落となった案件も載せてあるが、総括表の集計からは外している。ただし、契約金額等、不調・不落後の最終結果は、外部に公表している。</p>
<p>○ それは、工事名や契約金額も公表されているものなのか。</p>	<p>○ まず、総括表で集計する随意契約は、発注時から随意契約の案件のみとしているので、不調・不落の結果随意契約とした案件については、集計から外している。 ただし、入札結果は必ず入札情報サービス (PPI) で公表することとなっており、不調・不落の結果随意契約とした案件についても、契約の相手方や契約金額を公表している。</p>

### 【審議事項について】

#### 1. 一般競争入札【平成 28 年度稲積川河川改修工事】

工事期間：平成 28 年 10 月 6 日～平成 29 年 3 月 22 日

入札経緯及び結果：平成 28 年 9 月 29 日 開札  
平成 28 年 10 月 3 日 事後審査の結果、(株)松和に落札決定。

#### ○松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領について

松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領では、予定価格 1 億円以上の工事及び原則予定価格 4,000 万円以上を対象とする総合評価方式により発注する工事を低入札価格調査の対象としている。要領で定める算出方法で調査基準価格を決定して入札を執行し、その価格以下で入札した業者があった場合、その業者が入札時に提出した工事内訳書が、要領で定める数値的判断基準に適合するかどうかを判断し、基準に適合しない場合は失格とする。基準に適合する場合は要領で定める調査資

料を業者に提出させ、提出された資料を基に業者へのヒアリング等重点調査を実施のうえ、松江市公共工事低入札価格調査委員会で失格か否かの審議を行う。審議の結果、失格に該当しないとなった場合は、その業者を落札者とする。なお、予定価格 4,000 万円以上 1 億円未満の総合評価方式により発注する工事については、調査基準価格＝数値的判断基準としており、入札金額が調査基準価格未満の業者は失格とする。

○総合評価方式により逆転で落札となったことについて

松江市では、原則予定価格 4,000 万円以上の工事の発注は総合評価方式の特別簡易型を採用しており、本案件も予定価格 4,000 万円以上の工事であり、工事品質を確保することが適当と判断され、総合評価方式の特別簡易型により発注したものの。

この方式では、入札参加希望業者は、あらかじめ総合評価の評価項目に関する資料を松江市に提出し、その資料を市で事前に審査を行い加算点数算出のうえ、この点数に標準点数を加えたものを業者の技術評価点とする。入札後に、評価点を業者が応札した入札価格で除算して評価値を算出し、この評価値が最も高い業者を札者と決定する。この方式では、入札価格を下げれば高い評価値が算出されるが、逆に施工体制の確保を含め契約内容に適した履行がなされない恐れがあるため、要領に基づき調査基準価格を定め、この価格を下回った入札価格で応札した業者について、工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費目の妥当性を調査のうえ、業者への聞き取り調査や追加資料の提出を求め、工事施工に伴う措置義務の履行が可能と判断されれば、この業者を落札者とする。

本案件においては、調査基準価格未満で応札した業者は無かったが、入札価格 5 位の業者が落札者となった。入札参加申請は 8 者あり、提出された資料を基に審査及び技術評価点を算出した結果、1 位から 8 位までの点差は均衡していた。入札には 8 者全てが応札し、1 者は予定価格を超過していたため残り 7 者での競争となったが、入札価格について 1 位から 5 位までの価格差は均衡していた。入札後に、技術評価点を入札価格で除算して評価値を算出し総合順位を確定した結果、入札価格 5 位の業者の評価値が一番高くなり、この業者を落札者とした。

以上のことから、本案件は、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」という、総合評価方式の基本理念に適合した落札結果となった。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ この案件は、特に品質確保が必要なために総合評価方式を採用し、結果逆転が生じたということで良いのか。	○ そのとおり。
○ 総合評価方式で、品質の確保についてどのようなことで判断するのか。	○ 例えば、本案件のように土木工事であれば、企業評価において、過去 3 年度間の同種工事の各工事成績評定点の平均点、過去に同種工事の施工実績があるかどうか、又ある場合は 1 件なのか 2 件以上あるのか、過去に同

	<p>種工事の優良工事表彰を受けたことがあるかどうか、又ある場合は1件なのか2件以上あるのかを評価し、技術者評価において、若手・中堅の育成を目的としたものですが、40歳未満の者を技術者として配置し40歳以上の者を専任指導者として追加配置するかどうか、配置する技術者の保有する資格、同種工事の施工経験、優良工事表彰の受賞はどうかを評価する。この部分で、過去に品質の良いものを施工してきたかどうかの実績を確認することができ、良いもの造ってきた業者はやはり高い評価点を獲得している。</p> <p>本案件も、各業者が入札価格以外のこれらの部分で評価のうえ順位付けされた結果、今回のような落札結果になったもの。</p>
<p>○ 例えば、入札価格は1位だが総合評価の順位は5位となった業者について、この業者は企業評価の評価点が低いので、品質の良い工事が難しいということが反映されているのかなと思うが、工事成績評定点は過去3年度間の平均点で評価するというのなら、もし業者に工事成績評定点を通知されているのであれば、業者自体、今年度はこの評価点にしかならないことを承知で、入札に参加しているのか。</p>	<p>○ そのように推測している。</p> <p>工事成績評定点は業者に通知し公表もしているので、業者は自社の評定点の平均は何点になるかということは把握できる。</p>
<p>○ 企業評価の評価点は1年間ほぼ変わらないし、技術者評価も同様だと思うので、地域貢献の項目でしか改善の余地が無いということか。</p>	<p>○ 確かに企業評価についてはある程度固定化されてしまうが、例えば技術者評価は、配置する技術者によって評価点が変わってくる。</p>
<p>○ 技術者評価と地域貢献は改善できるが企業評価は改善できないから、技術評価点で上位を目指すことは難しいと分かるので、あとは入札価格で勝負するしかないということか。評価が固定されてしまうと、入札参加をあきらめることにも繋がっていくのかなと思うが。</p>	<p>○ 入札終了まで他社の技術評価点は分からないが、ある程度のことは推測できると思う。他社に比べ自社の評価点は低いと推測すれば入札価格で勝負するしかないので、今回入札価格1位の業者は、とにかく受注したいという意欲が強かったと見受けられることができる。</p> <p>今回は、他社も配置技術者等の加算点が高く、結果技術評価点の順位も他社の方が高くなったが、もし他社の配置技術者等の加算点が低ければ、この業者が落札していた可能性</p>

	<p>がある。</p> <p>また、申請締め切りまで、どのような業者が何者参加するかは予想できないので、例えば、今回参加業者が2～3者で、技術評価点も似通ったものであれば、同じくこの業者が落札をしていた可能性がある。</p>
<p>○ 当委員会では、競争性確保の点も監視しているのですが、総合評価方式の企業評価についてある程度固定化されたものになってしまうということが、競争性確保にどのような影響を与えているかという点について、当委員会でも引き続き監視する必要があると思う。</p>	<p>○ 了解した。</p>

審議結果：全委員了承

## 2. 一般競争入札【市道根連木池平線地盤改良その2工事】

工事期間：平成28年10月4日～平成29年3月14日

入札の経緯および結果：平成28年7月21日 開札

総合評価を実施した結果、調査基準価格未満で応札した業者が1位及び2位となったため、この2業者に対し低入札価格調査を実施。

平成28年8月1日 低入札価格調査及び事後審査の結果、(株)増原産業建設に落札決定。

平成28年8月4日 契約に際し議会での議決が必要な案件のため、仮契約のみ締結。

平成28年10月3日 議会での議決を得たので、本契約を締結。

○落札金額が大きいこと、総合評価方式が採用されたこと、抽出期間の一般競争入札案件の中で落札率が最も低く低入札価格調査が行われたことについて

本案件は、鹿島町の根連木地区内の工事であり、県道美保関線拡幅事業と佐陀川改修事業により現状の武代橋の架け替えが必要となり、橋の位置を住宅密集地の武代地区から根連木地区に変更し、その新しい橋と市道を結ぶ生活道路を整備するもの。平成27年度から工事に着手し、平成28年度は昨年度と同様に、軟弱地盤対策で直径2m、深さ11mから19mの地盤改良を約200本行うもの。設計額は税抜172,138千円、調査基準価格は税抜158,080千円、落札額は税抜140,000千円となった。

本案件は予定価格4,000万円以上であることから、抽出案件1と同様に、総合評価方式の特別簡易型で発注している。また、「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」では、予

定価格 1 億円以上及び予定価格 4,000 万円以上の総合評価方式により発注する工事は低入札価格調査の対象としており、本案件も低入札価格調査の対象工事となっている。入札参加申請は 7 者あり、提出された資料を基に審査及び技術評価点を算出した。入札には 7 者が応札し、うち 3 者は調査基準価格未満での応札であった。入札後に技術評価点を入札価格で除算して評価値を算出し、総合順位を確定した結果、1 位及び 2 位の業者は調査基準価格未満での応札であったため、この 2 者について低入札価格調査を実施した。調査の結果、1 位の業者は応札額での履行が可能と判断されたので、この業者を落札者とした。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 調査基準価格を下回った業者は 3 者あるが、どのようなことが推測されるか。	○ この 3 者は他者に比べ受注意欲が特に高く、とにかく自社が受注したいという意識が強かったと推測される。
○ 先ほどの抽出案件と本案件はどちらも総合評価方式であり、さらに本案件は低入札価格調査も実施されているが、入札公告では、入札日のみ記載されており落札決定予定日の記載は無い。 総合評価方式及び低入札価格調査を実施した場合は、開札から落札決定までにこの程度の期間を要するというのを、業者側は把握しているものなのか。	○ 総合評価方式の入札に幾つか参加することで、どの程度の期間を要するかはある程度把握していると思う。 また、業界団体を通じての勉強会も開催しており、その中で総合評価方式の説明等もしている。
○ 本案件の低入札価格調査について、要領で定める基準を満たしているのかどうか等適正に調査が行われたか、実際に調査をした資料を確認させていただくことは可能か。	○ 回覧のみという形でお見せしたいが、本案件で調査した際の資料をお見せする。

審議結果：全委員了承

### 3. 指名競争入札【市道図書館西通線亀田橋長寿命化対策工事】

工事期間：平成 28 年 10 月 20 日～平成 29 年 3 月 10 日

入札の経緯および結果：平成 28 年 10 月 17 日 開札

参加者は 1 者のみであり、第 2 回目の入札でその 1 者である (有)村松土木に落札決定。

落札業者について、第 1 回目の入札価格は予定価格以下及び最低制限価格以上であったが、添付書類の工事内訳書の工事価格と差異があり、松江市入札執行要領第 12 条第 1 項第 8 号の「内訳書等添付書類の不備があったとき。」に該当するため、無効とした。第 2 回目の入札を行うに当たり、

同じく要領第 16 条で「落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 2 項の規定のいずれかに該当する入札を行った者は、入札に参加させることができない。」と規定しており、第 1 回目の入札で無効とし業者については、添付書類の不備より入札を無効としたが、第 1 回目の入札参加そのものについては要領第 16 条で規定する再度入札に参加させることができない要件に当てはまらなると判断し、この業者に第 2 回目の入札受付を通知した。

結果、この業者は第 2 回目の入札に参加し、入札価格は予定価格以下及び最低制限価格以上であり、工事内訳書の工事価格とも差異が無かったため、落札者とした。

○参加業者が 1 者であること、落札率が高いことについて

入札参加者が 1 者のみとなったことについては、

①年度後半に向けて、各社とも繁忙期に入り人手が不足していること。

②工事内容が橋梁の長寿命化工事という特殊な工事であり、薬液を使用するため、冬季に向かい品質確保にはより一層の配慮が必要となること。

から、敬遠する業者が多くなったと推察される。

落札率が高いことについては、落札業者が入札時に提出した工事内訳書と予定価格の基礎となる市の設計書を、各項目について比較を行った結果、各項目で若干のプラスマイナスはあるものの、直接工事費は市の設計額に対しほぼ同額の積算がなされており、結果として入札価格が予定価格とほぼ同額となった。この業者の工事内訳書は、各項目とも適正・正確に積算されていることを確認した。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 第 1 回目の入札では、入札価格と添付の工事内訳書の工事価格が一致していないだけということで、本来の無効という取扱いはせず、この業者にも第 2 回目の入札受付を通知したということだが、第 1 回目の入札で入札価格と工事内訳書の額とが違うことを業者に連絡し、業者側は再度精査した結果違っていると判断され、第 2 回目は工事内訳書の額に合わせたもので応札したということか。要するに、第 2 回目の入札受付を通知する際に業者がこのことを知らされていないとすれば、第 2 回目の入札では工事価格を下げた工事内訳書を提出し応札してくると思うので、今回は、添付書類に不備があったので第 1 回目の入札で落札できなかった、第 2 回目の入札で添付書</p>	<p>○ 今回は、入札価格自体は予定価格と最低制限価格の間に入っているのが有効な金額となるが、提出された工事内訳書の金額と一致していなかったため、提出書類不備ということで無効とし、これについて業者にも連絡した。ちなみに、電子入札システムでは、どの業者が入札に参加しているかは、落札決定するまで参加業者側には分からないようになっている。</p> <p>また、失格・無効の取扱いについては、最低制限価格を下回った価格での参加者は失格とし、予定価格超過の参加者は無効として、第 2 回目の入札に参加可能という運用をしている。なお、工事内訳書の提出は第 1 回目の入札のみであり第 2 回目は求めていないので、第 2 回目の入札では、応札額と工事内訳書の工事</p>

<p>類に不備がなく、応札額が予定価格と最低制限価格の間に入っていれば落札できるという旨を業者に伝えたということか。</p>	<p>価格に差が出る場合が多い。</p>
<p>○ 第1回目の入札は、入札価格に対し工事内訳書の工事価格が低いということによるのか。</p>	<p>○ その通り。例えば逆に、入札価格が工事内訳書の額未満であった場合、一定の範囲内であれば有効とする取扱いにしている。今回は、入札価格が工事内訳書よりも高い金額であったので無効の取扱いとした。</p>
<p>○ もし、第1回目の入札で2者以上の参加があり、入札価格1位の業者は添付書類に不備があり、2位の業者は問題無しであったとすると、1位の者を無効として2位の者を繰り上げて落札者とするのか。</p>	<p>○ そのとおり。入札価格1位の者を無効とした場合は、次順位の者で有効な入札があれば、その者を繰り上げて落札者とする。</p>
<p>○ 指名通知や入札公告で、このような場合は無効となるというような注意喚起はされているのか。</p> <p>無効等の判断には明確な線引きが必要だと思えるので、あとは参加申請受付の段階で注意喚起し、業者には正確な入札を心掛けてもらうしかないのかなと思う。</p>	<p>○ 入札執行要領は公開しているのですが、どのような場合が無効となるかは業者も承知している。取扱いについては、例えば、工事名が違っている場合、金額が違っている場合は無効としているので、かなり厳しい取扱いにはなっている。例外規定を設けた場合、どの範囲までを認めるかということもあるので、基本的には要領で定める規定どおりの取扱いとしている。</p>
<p>○ 今回のような取扱いについては、委員会でこのような意見があったということ、関係各課に情報提供をお願いしたい。</p>	<p>○ 了解した。</p>

審議結果：全委員了承

#### 4. 指名競争入札【市道出雲郷東灘40号線雨水排水ポンプ設置工事】

工事期間：平成28年10月25日～平成29年3月17日

入札の経緯及び結果：平成28年10月19日 開札

第1回目の入札で7者の応札があり、うち1者が予定価格超過。  
(有)輝陽設備に落札決定。

○ 予定価格超過者もある中、落札率が極めて低いことについて

以前は、本案件のようなマンホールポンプ設置等の工事は下水道整備においても数多くあったが、近年下水道の普及率が100%達成したことにより激減し、近年では年に数件程度の

発注となっている。

〔平成 18 年度：31 件 → 平成 28 年度：6 件（うち上下水道局発注工事：5 件）〕

一方、マンホールポンプ設置工事の指名業者選定では、「マンホールポンプ設置工事の実績があること」も要件の一つとしており、さらに本案件は最低制限価格を設定しない入札であったこともあり、入札金額上位 2 者は施工実績確保のために特に受注意欲が高く、利益を度外視した入札価格で応札したものと推察する。ちなみに、平成 28 年度に上下水道局で発注された同種の 5 件の工事についても、落札率は 56.4%～75.9%と低価格での落札となっている。

なお、工事担当課である土木課に対しては、本案件のように低価格での落札の場合に懸念される「下請け業者へのしわ寄せ」「粗雑製品の納入、粗雑工事」等が無いよう、施工業者の管理を徹底するよう指導している。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ このような案件では、非常に低い入札価格での応札も可能なので、直接工事費に対する機械器具費の比率が一定の割合以上の場合には、最低制限価格制度を適用しない取扱いとしており、実際にこのような工事の入札では、入札価格が極端に低い場合も十分あり得るといご説明を、以前の委員会で受けた記憶がある。</p> <p>今回は、管路設置とポンプ設置の 2 つの工事に分けて発注されているが、管路設置工事の落札率は 90.72%であり、やはり一般的な工事だと落札率は高くなるが、ポンプ設置工事は非常に低い落札率になっており、ポンプ設置工事の入札価格をみると、1 位と 2 位が飛び抜けて低く、3 位以下は予定価格の 90%以上となっている。これは、例えば同じメーカーの製品を使用する場合、そのメーカーに対する業者の立場や仕入れ方法等の違いにより納入価格に差が生じ、それが入札価格に影響しているということか。そもそも、入札参加者の内の何社かは、同じメーカーのポンプを使用するということがあるのか。</p>	<p>○ ポンプを製造するメーカーそのものは 200 社程度あるようだが、下水道の汚水ポンプや雨水用の水中ポンプの場合、現在松江市で使用しているメーカーは 5、6 社程度である。今回の案件について、ポンプの単価設定は、発注前に 3 社から見積を徴集し、その平均値を採用しているが、3 社の見積額に大きな開きはなかった。また、見積徴集の際は、ポンプの能力等仕様は指定しているが、メーカーは指定していない。</p>
<p>○ 同じメーカーの製品に対し、A 業者と B 業者で価格が違ってくるといことは、現実にあることか。つまり、メーカーが、代理店のランク付けに応じて納入価格を変えているということが行われているのか。</p>	<p>○ 発注件数が非常に少ないので、そこまでの比較をしたことはない。</p>

○ 本案件では、機械器具を安く入手している業者は、入札価格自体も低くなっているという考え方でよろしいのか。	○ 各参加者の工事内訳書を比較したが、入札価格の低い業者は、内訳書の機械器具費の部分が低くなっていた。
○ 委員から出たこのようなご意見は、一つの問題提起だと思し、機械器具費に対するメーカーの寡占価格行動が入札にどのように影響してくるかという監視も、この委員会で行えればと考えている。	○ 了解した。

審議結果：全委員了承

### 5. 指名競争入札【松江市立第二中学校武道館改修工事設計業務委託】

履行期間：平成 28 年 11 月 10 日～平成 29 年 3 月 17 日

入札の経緯及び結果：平成 28 年 10 月 14 日 開札

11 者が応札し、うち 2 者が予定価格超過、4 者が調査基準価格未満での応札。調査基準価格未満で応札した 4 者について、低入札価格調査を実施。

(内 2 者は失格。理由は、1 者は数値的判断基準を満たさないため、もう 1 者は低入札対策実施要領で定める契約等に係る措置義務を履行出来ないため。)

平成 28 年 11 月 2 日 低入札価格調査の結果、(株)ROUNDARCH 一級建築士事務所に落札決定。

#### ○落札率が低く、低入札価格調査が行われたことについて

まず、「松江市建設工事関連業務委託低入札対策実施要領」について、この要領は、建設工事関連業務委託に係る入札について、極端な低価格入札を防止し、業務成果の品質を確保するためのもので、予定価格が 500 万円以上の業務委託を対象とする。要領で定める基準で調査基準価格を決定して入札を執行し、その価格以下で入札した業者があった場合、その業者に要領で定める各資料を提出させる。また、入札金額について要領で定める数値的判断基準に適合するかどうかを確認し、適合しない場合は失格とする。基準に適合する場合は、提出資料を基に適正な履行が可能であるかを調査のうえ、松江市公共工事低入札価格調査委員会において落札者とするか否かを決定する。

本案件は、既存体育館 1F 部分にある木造平屋建ての建物を解体し、新たに鉄骨平屋建て床面積約 450 m<sup>2</sup>の建物を建築するための設計業務委託である。予定価格 500 万円以上となることから低入札価格調査対象案件となるため、要領に基づき調査基準価格を設定して入札を行い、入札価格 1 位から 4 位までが調査基準価格未満となったため、この 4 者に対し低入札価格調査を実施し、入札価格 1 位及び 3 位の者は、要領で定める基準等を満たさなかったため失格とした。

入札価格 2 位の者について、まず、要領第 8 条で規定する数値的判断基準

(1) 低価格入札者の入札金額が、市の設計金額のうち人件費相当額の 90%以上であること。

(2) 低価格入札者の入札金額が、市の設計金額のうち業務価格の 50%以上であること。を調査した結果、(1) については 161%、(2) については 67%と、いずれも基準以上を確保していることを確認した。次に、要領及び入札仕様書で定める「低価格入札者との契約等に係る措置」の

(1) 調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合は、契約保証金を業務委託料の 100 分の 10 以上、前金払いを業務委託料の 100 分の 10 以内とする。

(2) 管理（主任）技術者を専任配置すること。

について、履行可能であることを確認した。

以上の調査結果を基に、「松江市公共工事低入札価格調査委員会設置要綱」で定める調査委員会において審議を行い、入札価格 2 位の者について適正な履行が可能であると承認されたため、この者を落札者と決定した。

今回この入札価格で応札した理由について落札者に聞き取り調査を行ったところ、基本設計に時間を要せず、既存の建物は耐震診断済みで構造検討要素が比較的少ないと仮定して積算したこと、松江市内外の教育施設の設計を多数手掛けており、これらの経験を最大限に生かすことで無理のない価格で実施することが可能であると判断し、この価格で応札したということであり、結果、入札価格が調査基準価格を下回ったものである。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 調査基準価格未満の応札者 4 者のうち 2 者は失格となり、うち 1 者は数値的判断基準を満たさないため、もう 1 者は要領で定める契約等に係る措置義務を履行できないため失格ということだが、どの措置義務が履行出来ないということだったのか。	○ 管理技術者の専任配置が出来ないということで失格とした。

審議結果：全委員了承

### 【報告事項】

指名停止等の運用状況について

平成 28 年 8 月 1 日～11 月 30 日の期間で、指名停止措置 3 件、15 社を指名停止とした。いずれの案件も他の機関で発生したもので、島根県が行った停止措置に準じた指名停止措置を行った。指名停止理由は、15 社とも独占禁止法違反によるもの。

### 【その他】

[次回開催予定について]

平成 29 年度第 1 回委員会は 6 月または 7 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。

以上